

ものづくり補助金の募集が始まります！

先端設備等 導入計画

設備投資に
効果が高い
制度です！



3大メリット

1
固定資産税
ゼロ

例えば5,000万円の設備を購入した場合、3年間で総額約154万円の**固定資産税をゼロ**にできるなど、特に高額な設備を購入する際は、**大きなメリット**を受けることができます。

2
補助金
に有利

ものづくり補助金の場合、**補助率が1/2から2/3にアップ**（例：1,500万円の設備を購入する際、補助金額が750万円→1,000万円に）するだけでなく、書類審査時の加点により、**採択されやすくなります**。

※昨年の公募時の情報より

3
信用保証
別枠

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会の保証枠につき、通常枠とは別枠が設定され（普通保険2億円、無担保保険8,000万円等）、**借入が円滑**になります。

<お問い合わせ先> FAX：03-6685-6995

一社) 東京都中小企業診断士協会所属 コンサルティング・ビジネス研究会

Email: cbkenkyukai@gmail.com

検索： **CB研 先端設備**

| | | | |
|-----|--|---------|--|
| 法人名 | | 電話番号 | |
| ご住所 | | メールアドレス | |
| 業種 | | 担当者名 | |

先端設備等導入計画とは

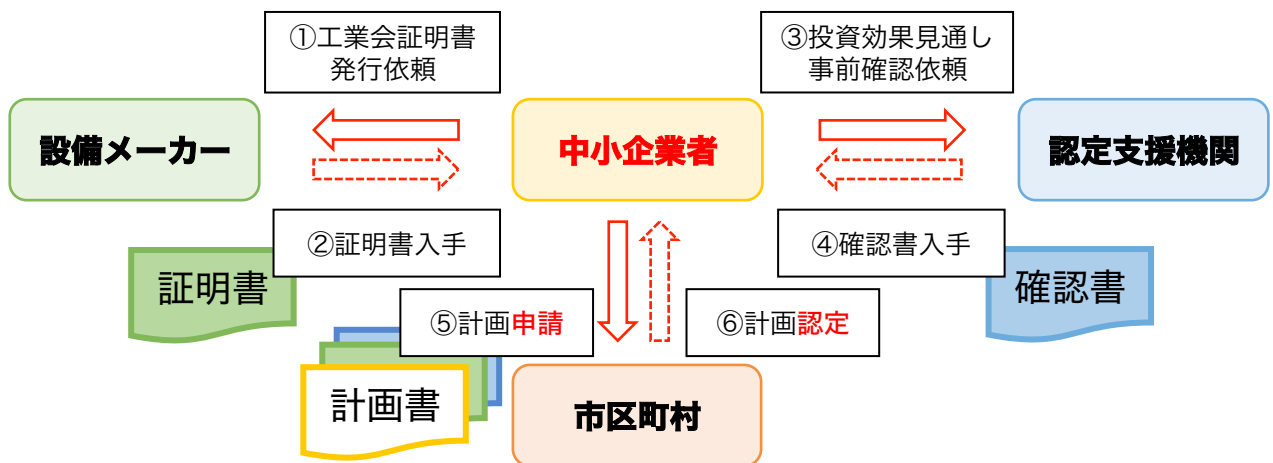
設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。事業者は機械装置等を設置しようとする場所の市区町村に、先端設備等導入計画を申請し、認定を受けることになります。**認定を受けた場合**、支援施策として、**税制措置（固定資産税ゼロ）**、**予算支援（補助金の補助率アップ、優先採択）**、**金融支援（信用保証の別枠）**を利用できるようになります。

制度の対象者

- ・ 中小企業者・小規模事業者等であること
- ・ 固定資産税の特例率ゼロの措置をした市区町村で、設備投資をする事業者
- ・ ものづくり補助金を活用して、機械装置等を導入したい事業者

計画認定までの流れ

導入する機械装置等は、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須です。ただし、工業会証明書は、計画の認定後に入手のうえ追加提出しても構いません。尚、工業会証明書の提出は、固定資産税ゼロのメリットを受けたい事業者のみ必須となります。



| サービス・メニュー | | 計画書の作成などは実績ある専門家（中小企業診断士）が対応いたします。 |
|-----------|---|---|
| ベーシック | | <input type="checkbox"/> 「先端設備等導入計画」の申請支援 －「計画認定までの流れ」の①～⑥までをお手伝いいたします。 |
| オプション | α | <input type="checkbox"/> 「30年度補正予算ものづくり補助金」の申請支援 －補助金・助成金の計画書作成から採択後の補助金受給まで資金調達を幅広くお手伝いいたします。 |
| | β | <input type="checkbox"/> 資金調達・財務アドバイス －設備導入における融資の利用、借り換え・組み換えや金融機関の紹介などのお手伝いもいたします。 |